本号で公布された法令のあらまし

◇保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（法律第五一号）（金融庁）

1　認可特定保険業者に対する保険業法の特例

(一)　特定保険業に係る保険業法の特例

保険業法等の一部を改正する法律（平成一七年法律第三八号。以下「平成一七年改正法」という。）の公布の際現に特定保険業（平成一七年改正法による改正後の保険業であって、同法による改正前の保険業に該当しないものをいう。以下同じ。）を行っていた者（当該者と密接な関係を有する者を含む。）は、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができることとした。（平成一七年改正法附則第二条第一項関係）

(二)　認可手続

(1)　(一)の認可を受けようとする者は、平成二五年一一月三〇日までに所定の申請書を行政庁に提出しなければならないこととした。（平成一七年改正法附則第二条第二項関係）

(2)　(1)の申請書には、①定款、②事業方法書、③普通保険約款、④保険料及び責任準備金の算出方法書等を添付しなければならないこととした。（平成一七年改正法附則第二条第三項～第六項関係）

(3)　行政庁は、申請者が一般社団法人又は一般財団法人であって、その行う特定保険業が平成一七年改正法の公布の際現に当該申請者又は当該申請者と密接な関係を有する者が行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められること等の基準に適合すると認めるときは、(一)の認可をすることとした。（平成一七年改正法附則第二条第七項関係）

(三)　認可特定保険業者に対する包括移転

平成一七年改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者（一般社団法人又は一般財団法人である者を除く。）が、認可特定保険業者に保険契約の移転を行う場合における所要の規定を整備することとした。（平成一七年改正法附則第三条関係）

2　認可特定保険業者に対する規制

(一)　業務

(1)　認可特定保険業者は、特定保険業及びこれに附帯する業務並びに保険代理業（以下「特定保険業等」という。）を行うことができることとし、これら以外の業務を新たに行うには、行政庁の承認を要することとした。（平成一七年改正法附則第四条第一項及び第二項関係）

(2)　認可特定保険業者は、資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の主務省令で定める方法によらなければならないこととした。（平成一七年改正法附則第四条第一項及び第二項関係）

(3)　認可特定保険業者は、重要事項の顧客への説明、顧客情報の適切な取扱い等、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないこととした。（平成一七年改正法附則第四条第一項及び第二項関係）

(二)　経理

(1)　認可特定保険業者は、特定保険業等に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理しなければならないこととし、行政庁の承認を受けた場合を除き、特定保険業等に係る会計から他の業務に係る会計へ資金運用等をしてはならないこととした。（平成一七年改正法附則第四条第六項及び第七項関係）

(2)　認可特定保険業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、その事務所に備え置き、保険契約者等の縦覧に供しなければならないこととした。（平成一七年改正法附則第四条第一項及び第二項関係）

(3)　認可特定保険業者は、毎決算期において、主務省令で定める方法により、責任準備金、支払備金及び価格変動準備金を積み立てなければならないこととした。（平成一七年改正法附則第四条第一項及び第二項関係）

(4)　認可特定保険業者（主務省令で定める要件に該当する者を除く。）は、保険計理人を選任し、保険料の算出方法等に係る保険数理に関する事項に関与させなければならないこととした。（平成一七年改正法附則第四条第一項及び第二項関係）

(三)　組織再編等

認可特定保険業者が行う保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け、業務及び財産の管理の委託並びに合併等について所要の規定を整備することとした。（平成一七年改正法附則第四条第一一項～第一九項関係）

(四)　監督規定

(1)　特定保険業に関する定款変更、事業方法書等の変更を行う場合には、行政庁の認可を要することとし、変更前に行っていた特定保険業と実質的に同一のものであると認められなければ、認可をしてはならないこととした。（平成一七年改正法附則第四条第一項、第二項、第八項及び第九項関係）

(2)　認可特定保険業者は、事業年度ごとに、業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならないこととした。（平成一七年改正法附則第四条第一項及び第二項関係）

(3)　認可特定保険業者に対する報告徴求、立入検査、業務改善命令等の監督に関する所要の規定を整備することとした。（平成一七年改正法附則第四条第一項及び第二項関係）

(五)　募集規制

認可特定保険業者の保険契約に係る保険募集について、保険契約の締結等に関する禁止行為等に関する規定を整備することとした。（平成一七年改正法附則第四条の二関係）

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令（政令第二三七号）（国土交通省）

1　東京都と青森市とを連絡する新幹線鉄道のうち八戸市と青森市とを連絡する区間が開通し、営業が開始されることに伴い、当該区間について新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を平成二二年一二月四日から適用することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令（政令第二二八号）（財務省）

1　主要都市における鉄道に関する事業等に対し、株式会社日本政策金融公庫が開発途上地域以外の地域において投資金融に関する業務を行うことができる旨の規定を定めることとした。（第一二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令及びハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二二九号）（内閣府本府）

1　ネパール国際平和協力隊を置く期間を平成二三年三月三一日までとすることとした。（第一条関係）

2　ハイチ国際平和協力隊を置く期間を平成二四年一月三一日までとすることとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。